

ペット・水道・生活

犬猫の引き取り

問 県動物愛護センター ☎58-3411

ペットは、終生飼育が基本ですが、やむを得ない事情で飼えなくなった犬や猫についての相談は県動物愛護センターへ。

また、飼い犬や飼い猫などの行方が分からなくなったときや、迷い犬や迷い猫などを保護したときは、同センターにご連絡ください。

ペットの火葬

問 小動物焼却場 ☎55-6650

小動物焼却場で、ペットの火葬を受け付けています（有料）。小動物焼却場へ事前にご連絡の上、お越しください。ご自宅などへの引き取りを希望するときは、小動物焼却場にご連絡ください。支払いの際、クレジットカードなどが利用できます。なお、大きくて焼却炉に収まらない動物や、ウシやブタなど法律で家畜とされている動物は焼却できません。

また、葬儀や弔い（立ち合い）もできません。

●受入日時
月～土曜日 午前8時30分～正午、午後1時～5時
（日曜日、12/29～1/3は休み）

上水道

問 県企業庁平塚水道営業所 ☎73-6122

水道の工事

水道の工事（給水装置の新設、改造、撤去など）については、県営水道の指定給水装置工事業業者に工事を依頼してください。指定を受けていない工事業業者では工事を行うことはできません。

水道料金

2カ月ごとに検針を行い、請求します。お支払いは口座振替が便利です。

使用開始のときは、水道使用開始申込書の郵送や県企業庁LINE公式アカウントなどでの登録、または県営水道お客様コールセンター☎0570-005959にご連絡ください。転居で休止するときもご連絡をお忘れなく。

宅地内漏水の修理

宅地内漏水の修理は、県営水道の指定給水装置工事業業者に依頼または平塚管工事業協同組合☎21-6398にお問い合わせください。なおメータより道路側と思われる場合は、県企業庁平塚水道営業所にご連絡ください。

公共下水道

問 下水道経営課 ☎21-8786

公共下水道使用料

下水道管の清掃などの維持管理費や、県の水再生センターの汚水処理費用などに充てるため、利用者に公共下水道使用料を負担していただいています。料金は2カ月（または1カ月）ごとに検針する水道水の使用量や井戸水の使用量が算定の基礎になります。

公共下水道使用料は水道料金と一緒に「上下水道料金」として、県企業庁が徴収します。

公共下水道への接続工事

問 下水道経営課 ☎21-8785

公共下水道区域内に建物をお持ちの方は、汚水を公共下水道に流さなければなりません。工事のご相談は「平塚市公共下水道指定工事店」へお問い合わせください。

し尿のくみ取り

問 収集業務課 ☎21-8796

一般家庭は原則として定額制で、およそ20日間隔のくみ取りとなります。また、事業所、店舗、寮、アパートなどで不特定多数が利用するトイレや簡易水洗トイレは従量制で、必要に応じて収集します。

新たにくみ取りを希望する方は、収集業務課で手続きをし、くみ取り確認カード（定額制）またはくみ取り伝票（従量制）の交付を受けてください。なお、定額制の利用で定期くみ取り以外にくみ取りが必要となったり、トイレが2カ所以上あったりする場合は、臨時くみ取りの申し込みをしてください。

なお浄化槽汚泥のくみ取りは、くみ取り許可業者を紹介しますので、収集業務課にお問い合わせください。

道路

狭あい道路

問 道路管理課 ☎21-9846

幅員が4.0m未満の公道（狭あい道路）に面する土地で、建物の新築や改築などをする場合は、土地（敷地）の後退が必要です。建築確認の申請前に、後退が必要な用地の幅員や取り扱いなどの協議をしてください。

道路などの境界確定

問 土木総務課 ☎20-8875

公道や水路と接する私有地などの土地境界が未確定の場合は、官民境界の確定が必要です。また、境界確定済の箇所でも確定図面が必要な方は、土木総務課窓口までお越しください。

道路の占用

問 土木総務課 ☎20-8863

看板や建築物の足場設置など、やむを得ず公道を占用するときは、関係図面などを添えて、事前に土木総務課へ申請してください。許可されたときは、道路占用料や監督事務費を納めていただくことになります。

駐輪場

問 交通政策課 ☎21-9840

自転車・バイクは決められた場所へ

平塚駅周辺は、自転車等放置禁止区域となっています。禁止区域内に放置されている自転車・バイク（50cc以下）は警告札を取り付け、その後も放置してある場合には、「纏自転車等保管場」へ移動します。保管期間は2カ月です。保管期間経過後の自転車・バイク（50cc以下）は、リサイクル処分などにします。

●纏自転車等保管場

MAP③D-2

平塚市纏398（平塚駅北口バス2番乗り場から「平34系統 纏入口経由松岩寺」行き、「平73系統 横浜ゴム 広川」経由東海大学）行きで「纏公民館前」にて下車徒歩5分）

●開場日時

月～土曜日（祝日を含む）
午後1時～5時（12/29～1/3は除く）

●受取に必要なもの

保管料（1台あたり自転車2,000円、バイク（50cc以下）4,000円）、自転車等の鍵、本人確認書類（免許証、学生証、マイナンバーカードなど）

●保管場の連絡先

☎34-3133

※お問い合わせは、開場日時にお願いします。

※バイクが置ける駐車場・駐輪場

50cc以下

ラスカ駐輪場 八重咲町第1駐輪場
桃浜町駐輪場 サイクルドットコム・ユニー第1

125cc以下

駅西口第1駐輪場 駅西口第2駐輪場
駅西口第3駐輪場 錦町第1駐輪場
錦町第2駐輪場 宝町駐輪場

その他

ダイレクトチャリパー宮の前No.4
ダイレクトチャリパー紅谷町
ダイレクトチャリパー P紅谷町No.2・3
サイクルドットコム湘南スターモール



●駐車場・駐輪場管理者

●印 （公財）平塚市まちづくり財団 ☎35-8108
▲印 相模石油 ☎0120-89-0254、☎03-5261-7217
◆印 ラスカ ☎22-0234
▼印 三井のリパーク ☎0120-526-111
★印 サイクルドットコム ☎0120-000-942
☆印 アップルパーク ☎0120-363-863
△印 コインパーキング ☎0120-378-787
◇印 CHARISTA ☎0120-385-656

広告

ペット移動火葬

MAP7図 B-1

想いを空に
訪問ペットセレモニー そらみどり

平塚を中心に大切なペットの旅立ちを訪問型移動火葬車にてお手伝いしております。

■平塚市豊原町9-12
■営業時間／電話・LINEでのお問い合わせ24時間対応
■定休日／不定休
■URL:https://soramidori.com ■TEL:0800-800-6369（フリーコール）



警備のことなら

株式会社K・B・Iエンヴィジョン

思いやりを大切に「安全」へ誘導・警備します

☎0463-73-8597

平塚4-16-11 カスガノースワン101 MAP7A-2



広告



交通安全工事

交通安全施設／設計・施工・販売

MAP6図 B-3

神交工業株式会社

平塚市西真土3-21-15 ☎(0463) 51-5335
https://shinkoukougyou.net

保険・年金

国民健康保険

加入するとき、やめるとき

問 保険年金課 資格給付担当 ☎21-8776

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していないすべての方が加入しなければなりません。

●加入

- ①職場の健康保険などをやめた
- ②市外から転入した
- ③出生したなど

●脱退

- ①職場の健康保険などに加入した
- ②市外へ転出する
- ③死亡したなど

●記載内容に変更が生じた

- ①住所を異動した
- ②世帯主を変更した
- ③氏名を変更した

このようなときは14日以内に**保険年金課**で手続きをしてください。なお、必要な書類などは保険年金課にお問い合わせください。

療養の給付と各種給付の手続き

問 保険年金課 資格給付担当 ☎21-8776

被保険者が病気やけがをしたとき、病院にマイナ保険証（または、有効期限内の被保険者証、資格確認書等）を提示することにより、一部負担金として医療費の3割（未就学児は2割、70歳から74歳までの方は2割または3割）を支払うだけで医療を受けることができます。残りは保険者である平塚市が支払います。

●療養費の支給

旅行中の急病など、マイナ保険証（または、有効期限内の被保険者証、資格確認書等）を提示できずに治療を受け医療費を支払ったときは、後日、診療報酬明細書の写しと領収書を添えて申請していただくことで、給付割合に応じた額を支給します。なお、次の場合も療養費として支給します。

- ①柔道整復師による施術（脱臼・骨折に対する施術には医師の同意書が必要）
- ②はり・きゅう・マッサージ（医師の同意書が必要）

③治療用装具などに必要とした費用（医師の証明書、領収書および装具の内訳書が必要）

④海外でやむを得ず診療を受けた場合（診療内容明細書、領収書とそれらの翻訳、渡航歴の分かるパスポートなどの提示が必要）

●移送費の支給

医師または歯科医師の指示により、移動が困難な重病人が緊急その他やむを得ず移送した際に費用が生じた場合（医師または歯科医師の意見書・領収書が必要）。

●高額療養費の支給

月ごとに、一部負担金が一一定額を超えた場合は、その超えた金額を支給します。なお、該当する方には診察を受けた月の約2、3カ月後に申請書を送付します。

●出産育児一時金・葬祭費の支給

被保険者が出産したときは原則50万円、死亡したときは5万円を申請により支給します。出産育児一時金は、直接支払制度を利用する場合、医療機関に直接払い込まれます。出産費用が50万円を超える場合は、超えた分を医療機関にお支払いいただき、50万円未満のときは、その差額を支給します。必要書類等はお問い合わせください。

国民健康保険税の決め方、納め方

問 保険年金課 保険税担当 ☎21-8775

国民健康保険税は国民健康保険事業の費用に充てるため、国民健康保険に加入する世帯の世帯主が支払う税金です。40歳から64歳までの方が加入している場合は、介護保険料（介護分）も合わせてお支払いいただきます。国民健康保険税は、次の3方式によって、条例で定める税率により算出した合計額となります。

- ①前年所得額を基準として算出する所得割
- ②加入被保険者にかかる均等割（1人につき）
- ③加入世帯にかかる平等割（1世帯につき）

●納付時期

第1期分が6月末で、以降毎月末の年10回納付となります。また、災害やその他の事情によりお支払いが困難になったときは、減免の対象になる場合がありますのでご相談ください。

●年金からの天引き（特別徴収）

公的年金などを受給している一定の条件に該当する世帯については、国民健康保険税が年金から天引き（特別徴収）されます。

口座振替と税の社会保険料控除

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、原則、年金天引きもしくは口座振替でのお支払いとなっています。口座振替の申し込みは、市の窓口や平塚市取り扱い金融機関のほか、口座振替依頼はがきやウェブで簡単にお手続きできます。

また、お支払いになった国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は、住民税・所得税の社会保険料控除の対象になります。忘れずに申告してください。

後期高齢者医療制度

問 保険年金課 後期高齢者医療担当 ☎21-9768

75歳以上の方と一定の障がいがある65歳から74歳の方の医療制度です。運営主体はすべての市町村が都道府県ごとに加入する「後期高齢者医療広域連合」となり、市は各種申請の受付と保険料徴収を行います。

届け出が必要なもの

- ①市外から転入したとき
- ②市外へ転出するとき
- ③死亡したとき
- ④市内で住所を異動したとき
- ⑤氏名を変更したとき

は14日以内に、**保険年金課（111番窓口）**で手続きをしてください。なお、必要な書類は市ウェブで確認されるか、保険年金課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

療養の給付と各種給付の手続き

被保険者が病気やけがをしたとき、病院にマイナ保険証（または、有効期限内の被保険者証、資格確認書等）を提示し、医療費の一部負担金（収入所得に応じて1～3割）をお支払いいただきます。残りは、保険者である県後期高齢者医療広域連合が支払います。

●療養費の支給

旅行中の急病など、マイナ保険証（または、有効期限内の被保険者証、資格確認書等）を提出できずに治療を受け

全額医療費を支払ったときは、後日、診療報酬明細書と領収書を添えて**保険年金課（111番窓口）**に申請してください。給付割合に応じた額を支給します。

なお、次の場合も療養費として支給します。

- ①柔道整復師による施術（脱臼・骨折に対する施術には医師の同意書が必要）
- ②はり・きゅう・マッサージ（医師の同意書が6カ月ごとに必要）
- ③治療用装具などに必要とした費用（医師の証明書または指示書、領収書および装具の内訳書が必要）
- ④海外でやむを得ず診療を受けた場合（診療内容明細書、領収書とそれらの翻訳、渡航歴の分かるパスポートなどの提示が必要）

●高額療養費の支給

月ごとに一部負担金が一一定額を超えた場合は、その超えた金額を支給します。なお、該当する方には、県後期高齢者医療広域連合から申請書を送ります。**保険年金課（111番窓口）**に申請してください。

●葬祭費の支給

被保険者が死亡したときは葬祭を行った方に5万円を支給します。**保険年金課（111番窓口）**に申請してください。

※支給は県後期高齢者医療広域連合が行います。

保険料の決め方、納め方

保険料は治療にかかった医療費（本人負担分を除く9割分～7割分）の一部に充てるため、被保険者一人一人にかかるものです。保険料は、以下の2方式によって県後期高齢者医療広域連合が定める保険料率により算出した合計額（賦課限度額があります）となります。

- ①前年所得を基準として算出する所得割
- ②被保険者全員が均等に負担する均等割

保険料の納付方法は原則として、年金から天引き（特別徴収）となります。年金天引きができない方は原則口座振替で、口座振替ができない方は納付書でお納めください。なお、年金天引き該当の方でも、口座振替を選択することができます。詳細は、7月中旬ごろに送付する納入通知書をご覧ください。

国民年金

加入するには

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は国籍を問わずすべて国民年金に加入し、65歳になると老齢基礎年金を受けることになります。なお、被保険者は次の4つに区分されます。

●**第1号被保険者**
自営業者・農林漁業従事者・学生・無職などの方です。市の国民年金担当窓口で加入手続きをしてください。

●**第2号被保険者**
厚生年金や共済組合に加入している方です。勤務先が加入手続きをします。

●**第3号被保険者**
第2号被保険者の扶養になっている配偶者です。第2号被保険者の勤務先が手続きをします。第2号被保険者が加入している年金制度が負担するので、国民年金保険料を納める必要はありません。

●**任意加入被保険者(希望により加入)**
日本国内に住む60歳以上65歳未満の方と、20歳以上65歳未満の在外邦人です。市の国民年金担当窓口で加入手続きをしてください(海外在住の方は管轄の年金事務所)。

市の国民年金担当窓口での加入手続き

こんなとき	必要なもの
厚生年金、共済組合の加入をやめたとき(扶養している配偶者がいる場合は、併せて届け出を)	マイナンバーカード(ない方は本人確認書類および年金手帳または基礎年金番号通知書)、退職年月日の分かる書類
配偶者の扶養からはずれたとき(離婚したときや収入が増えたとき)	マイナンバーカード(ない方は本人確認書類および年金手帳または基礎年金番号通知書)、扶養からはずれた年月日が分かる書類
任意加入するとき、やめるとき	マイナンバーカード(ない方は本人確認書類および年金手帳または基礎年金番号通知書)、預金通帳(加入時のみ)、通帳印(加入時のみ)

※このほかに必要な書類がある場合もあります。事前に、**保険年金課国民年金担当**にお問い合わせください。

問 保険年金課 国民年金担当 ☎21-8777 納付が困難なとき

保険料の納付が困難なときは、市の国民年金担当窓口にご相談ください。

●**保険料免除制度**
収入が少ないときや、天災・失業・倒産などで納付が困難なときはご相談ください。「本人」「配偶者」「世帯主」の前年所得により審査し、承認されると、保険料の全額～4分の1が免除になります。

●**納付猶予制度**
50歳未満の方で、就職が困難なときや、収入が少ないときはご相談ください。「本人」「配偶者」の前年所得により審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

●**学生納付特例制度**
学生本人の前年所得が128万円以下のときにご相談ください。承認されると、保険料の納付が猶予されます。この制度は、夜間部・定時制・通信制の学生も利用できます。

公的年金制度のしくみ

国民年金は、すべての方に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障がいが残ったときや、生計維持者が死亡したときの不測の事態にも備えます。
自営業の方や学生、失業中の方、厚生年金や共済年金に加入している方やその配偶者も、すべて国民年金の加入者となります。

●**基礎年金をベースに**
公的年金は、共通の基礎年金を支給する「国民年金」と、会社員を加入対象として報酬比例の年金を基礎年金に上乗せして支給する「厚生年金」などで構成されています。会社員の場合、いわゆる2階建ての給付のしくみになっています。
基礎年金は65歳に達したら老齢基礎年金、病気や事故などで障がいが残ったら障がい基礎年金、また生計を維持している方が死亡したときは遺族基礎年金があります。

国民年金の独自給付

●**付加年金**
定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、200円×付加保険料納付月数で計算した額が毎年老齢基礎年金に加算されます。

●**寡婦年金**
老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫(婚姻期間が10年以上)が亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金額の4分の3が受けられます。

●**死亡一時金**
保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族に支給します。

給付

年金の種類	支給要件				
老齢基礎年金	原則として、10年以上保険料を納めた方が65歳になったときに支給します。 <受けられる年金(年額)の計算式> 保険料納付済月数 月 + 全額免除月数 月×$\frac{1}{3}$ + 月×$\frac{1}{2}$ + $\frac{1}{4}$ 納付月数 月×$\frac{1}{2}$ + 月×$\frac{5}{8}$ + 半額納付月数 月×$\frac{2}{3}$ + 月×$\frac{3}{4}$ + $\frac{3}{4}$ 納付月数 月×$\frac{5}{6}$ + 月×$\frac{7}{8}$ 816,000円※1 × 480月(加入可能月数) ※昭和31年4月1日以前生まれの方は、813,700円となります。				
	全額免除、一部納付の見方: 平成21年3月以前の保険料免除期間 、 平成21年4月以後の保険料免除期間 (注)●保険料納付済月数には、第2号被保険者(20歳から60歳まで)および第3号被保険者の期間も含みます。 ●一部納付(4分の1納付・半額納付・4分の3納付)の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納扱いとなります。 ●学生納付特例期間、納付猶予期間は、追納されない場合、年金額には反映されません。 ※付加保険料を納めていた方は、付加年金が加算されます。				
障がい基礎年金	一定の保険料を納めた方や20歳になる前や、国民年金加入中に病気やけがをして政令で定められている障がいの状態になったときに支給します。 <受けられる年金(年額)> ●昭和31年4月2日以降生まれの方:1級障がい 1,020,000円 2級障がい 816,000円 ●昭和31年4月1日以前生まれの方:1級障がい 1,017,125円 2級障がい 813,700円 ※18歳に達する年度末までの子、もしくは1・2級の障がいがある20歳未満の子がいる場合、子の人数により加算があります。				
遺族基礎年金	一定の保険料を納めた方や老齢基礎年金を受けられる資格期間のある生計維持者が亡くなったとき、子と生活している配偶者や子に、子が18歳に到達した年度末まで(1・2級の障がいのある子の場合は20歳になるまで)支給します。 <受けられる年金(子1人のときの年額)> <table><tr><th>子のある配偶者が受け取るとき</th><th>子が受け取るとき</th></tr><tr><td>昭和31年4月2日以降生まれの方:1,050,800円 昭和31年4月1日以前生まれの方:1,048,500円 ※子の人数により加算があります。</td><td>816,000円 ※子の人数により受けられる金額が変わります。</td></tr></table>	子のある配偶者が受け取るとき	子が受け取るとき	昭和31年4月2日以降生まれの方:1,050,800円 昭和31年4月1日以前生まれの方:1,048,500円 ※子の人数により加算があります。	816,000円 ※子の人数により受けられる金額が変わります。
子のある配偶者が受け取るとき	子が受け取るとき				
昭和31年4月2日以降生まれの方:1,050,800円 昭和31年4月1日以前生まれの方:1,048,500円 ※子の人数により加算があります。	816,000円 ※子の人数により受けられる金額が変わります。				

(年金額は令和6年度のものです)

母子の健康

問 健康課 ☎55-2111
ひらつかネウボラールーム はぐくみ ☎59-9570
母子健康手帳

妊娠したら妊娠届出書を提出して、「母子健康手帳」を受け取ってください。この手帳は、子どもと母親の健康状態を記録する大切なもので、乳幼児健康診査や予防接種を受けるときに必要になります。

“ひらつかネウボラールーム はぐくみ”（こども家庭センター）に電話で予約していただき、面談の上交付します。

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査の費用の一部を補助する制度を実施しています。母子健康手帳と同時に補助券を交付しています。

妊婦歯科健康診査

指定医療機関で妊婦の歯科健康診査を実施しています。

Hello Baby ～育児体験～

妊娠24週以降の妊婦とそのパートナーを対象に、人形を使った赤ちゃん抱っこ、おむつ交換、妊婦体験などを行ったり、出産・育児についての心配や不安にお答えします。

寄り添い支援アンケート

妊娠期から出産・産後まで専門職が見守ります。妊娠8カ月頃にアンケートのご案内をお送りします。アンケートの内容に応じて専門職がご連絡します。

産後うつ予防アプリ

妊産婦とそのパートナーを対象にスマートフォンアプリを無料で提供します。

産前・産後ヘルパー派遣事業

妊婦や出産後6カ月未満の母親がいる家庭のうち、体調不良等により家事や育児のサポートが必要な家庭に対して、ヘルパーを派遣します。

（利用回数制限・利用者負担金があります）

産後ケア事業

出産後4カ月未満（36週6日までに出産した方は修正月齢で4カ月未満）の母と子で出産後の支援を受けられない、出産後の体調不良や育児不安がある方を対象に、デイサービス（6時間・3時間）、ショートステイ（宿泊）・アウトリーチ（訪問）をご利用いただけます。（要事前申請・利用回数制限・利用者負担金あり）

産後ルーム「ママはぐ」

4カ月以内の乳児がいる初産婦で育児に不安がある方または日中赤ちゃんを2人になりがちの方を対象に、赤ちゃんとのふれあい遊び等をしたり、栄養士が調理した食事をみんなで食べたりします。（参加費：500円）

産後メンタルヘルス相談

妊産婦やその家族を対象とした、臨床心理士による心の不調に関する個別相談です。（無料）

こんにちは赤ちゃん訪問・育児相談

4カ月未満の乳児の全戸訪問を実施しています。妊産婦・乳幼児を対象に、保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などによる相談を定期的に開いています。保健センターに電話・来所等で相談することもできます。

Baby & Kids 健康カレンダー

各種健康診査や相談、教室などの日程を記したカレンダーを保健センター、市役所、公民館などでお配りします。

乳幼児健康診査

4カ月児、8～10カ月児、1歳6カ月児、2歳児（歯科）、3歳児の健康診査を実施しています。

子育て教室

出産を控えた方のための「母親父親教室」や、乳幼児の月齢や成長に合わせた「歯みがき教室」「離乳食・幼児食教室」などを実施しています。

不妊治療（先進医療）費助成

医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先

【不妊治療】婦人科 茅ヶ崎市浜見平

不妊治療を専門としています

湘南茅ヶ崎ARTレディースクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:00	●	●	●	●	●	●	—	—
14:30～19:00	●	●	●	●	●	▲	—	—

※▲13:30～17:30 <無料>個別相談会開催中

■茅ヶ崎市浜見平10-2BRANCH茅ヶ崎3 2階
■TEL:0467-81-5726
■URL:https://chigasaki-art-ic.jp/

あり

進医療にかかった費用の一部を助成します。

不育症治療費助成

不育症の診断を受け、治療を受けた方を対象に治療費の一部を助成します。

小児医療費の助成

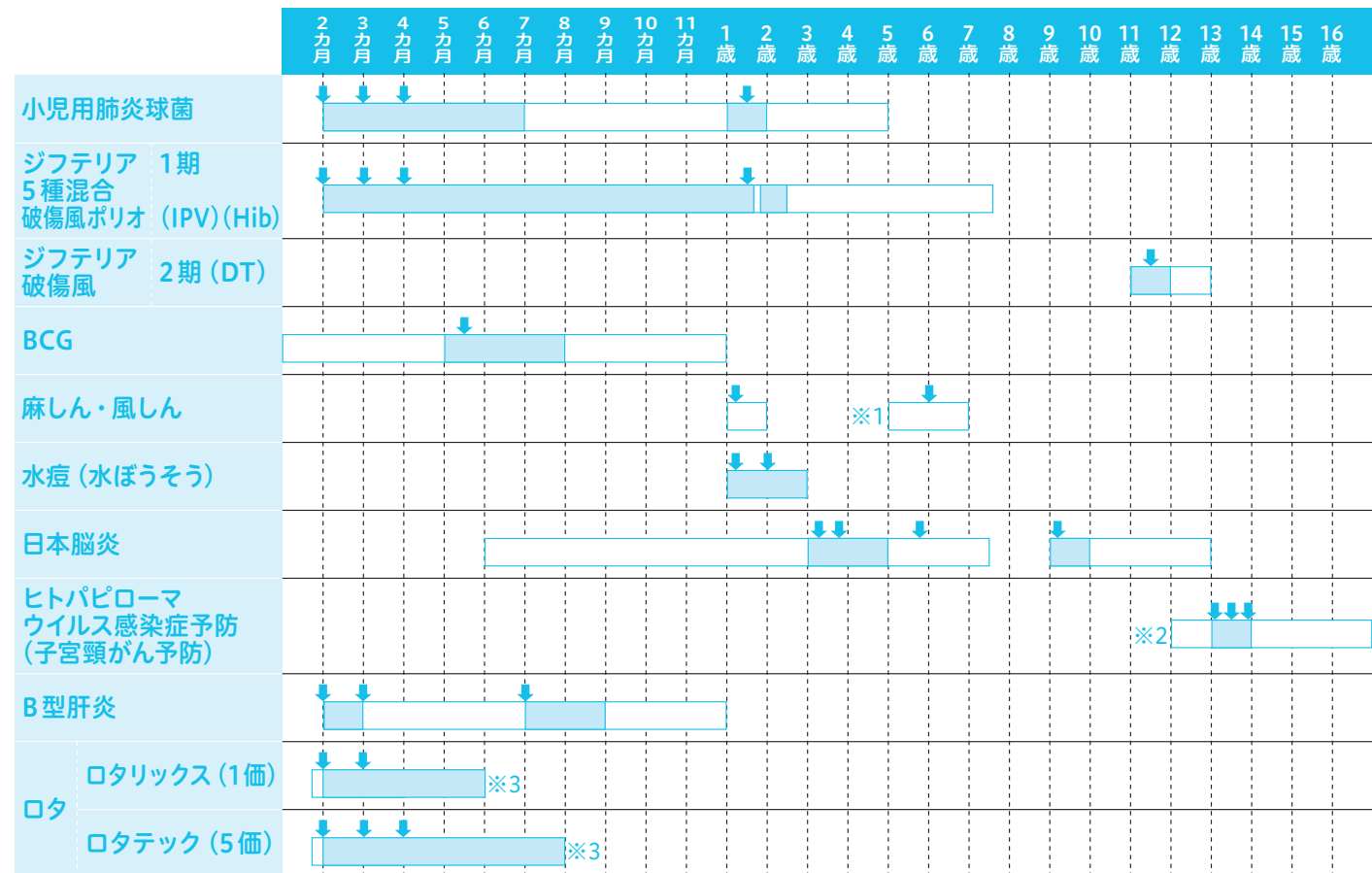
問 こども家庭課 ☎21-9844

18歳に達した後の最初の3月31日までの児童が病気などで通院・入院した場合に、保険診療分の自己負担額を助成します。

予防接種

予防接種は、医療機関で実施しています。対象年齢になったら、忘れずに予防接種を受けましょう。

接種対象年齢



※1. 小学校就学前の1年間 ※2. 小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子。ワクチンの有効性と、副反応が起こるリスクを十分に理解した上で接種してください。 ※3. 出生6週から接種可能です。ロタリックス(1価)は2回接種、ロタテック(5価)は3回接種となります。

児童の福祉

問 保育課、こども家庭課、青少年課 ☎23-1111

児童に関する手当

●児童手当

18歳に達した後の最初の3月31日までの児童（高校卒業前の児童）を養育している方に、原則として申請をした翌月分の手当から支給します。支給額は、3歳未満は月額15,000円、3歳以上10,000円（第3子以降は30,000円）となります。

●児童扶養手当

母子・父子家庭またはその父母に代わって児童（18歳に

なっている最初の3月31日までの児童または20歳未満で政令の定める程度の障がいのある者）を養育している方に手当を支給します。ただし、所得制限や支給要件があります。

●特別児童扶養手当

精神、知的または身体障がいなどで、政令に定める程度以上の障がいのある20歳未満の子を養育している方に、手当を支給します。ただし、所得制限があります。

ひとり親家庭などの医療費助成

母子・父子家庭またはその父母に代わって児童（18歳になって最初の3月31日までの児童、20歳未満で高等学校に在学している児童または政令の定める程度の障がいのある児童）を養育している家庭が病院にかかった場合に、保険診療分の自己負担額を助成します。ただし、所得制限や支給要件があります。

子どもの保育などが必要なとき

- 保育所 ▶P63、78、79
- 認定こども園 ▶P63、79
- ファミリー・サポート・センター ▶P19、75、79
- 放課後児童クラブ(学童保育) ▶P61、62
- 平塚保育園病後児保育室「なでしこ」
問 ☎22-0058 宮の前4-13 ▶P19、79
- ここいこ すまいるるーむ
問 ☎79-5139 岡崎238-1 ▶P19、79
- 麦・もんもん病児保育室
問 ☎75-9677 松風町23-51-1 2階 ▶P19、79

子どもの育ちをサポート

- こども発達支援室くれよん ▶P75
- 発達が気になるお子さんへの福祉サービス
利用を希望する方は、申請が必要です。詳しくは、こども発達支援室くれよんにお問い合わせください。

子どもへの虐待を見掛けたとき

子どもを怒鳴る声や子どもの泣き声がするなど、虐待かなと思ったときや、子育てで気になる家庭を見掛けたらご連絡ください。通報していただいた方の秘密は守ります。

問 こども家庭課 ☎21-9843

ヤングケアラーの支援

大人が担うような家庭の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども（ヤングケアラー）の相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

問 こども家庭課 ☎21-9843

休日・夜間の急患診療

- 問 休日・夜間急患診療所(医科)☎55-2145 FAX55-2196
(歯科)☎55-2176 FAX55-2197
- 休日や夜間に急病やけがをしたときは、休日・夜間急患診療所をご利用ください。診療科目以外をご希望の方は、電話またはFAXで問い合わせしてください（FAXでの問い合わせは、受付時間内をお願いします）。
- ※月～土曜日は平日診療。日曜日、祝日、12/29～1/3は休日診療です。

- 休日・夜間急患診療所 ▶P77

- 診療科目
休日(昼間) 内科、小児科、外科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科
平日・休日(夜間) 内科、小児科、外科
※ただし、眼科・耳鼻咽喉科は毎月第2・4日曜日の実施。
ゴールデンウィークや年末年始の、眼科・耳鼻咽喉科の診療日についてはお問い合わせください。

- 受付時間
休日(昼間) 午前9時～午前11時30分
(歯科は午前9時30分から)
午後1時30分～午後4時30分
平日・休日(夜間) 午後7時～午後10時30分

- 二次救急
症状が重い場合、入院が必要な場合は、二次救急医療機関が対応します。当番病院・診療科目などは病院案内テレフォンガイダンス☎050-1807-4199でご確認ください。
- 救急医療相談
急な病気やケガの際に、家族での対処方法や医療機関の受診、救急車を要請した方がよいか等の電話相談ができます。#7119

大人の健康

問 健康課 ☎55-2111

健康手帳

各種健康診査・がん検診の結果や血圧・体重の測定値などを健康手帳に記入して、毎日の健康管理にお役立てください。厚生労働省ウェブから「健康手帳」をダウンロードしてご活用ください。

健康教室

日頃の生活習慣を見直し、健康づくりに役立てていただけるように、生活習慣病予防のためのさまざまな健康教室を開催しています。

健康相談

高血圧・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病や日頃の健康についての相談を保健師・管理栄養士などが受けます。

健康診査

生活習慣病の予防のために、指定医療機関で健康診査を実施しています。

- 平塚市こくほ特定健診または人間ドック
…40歳以上74歳以下の方で、国民健康保険の加入者
問 保険年金課 ☎21-8776
- 後期高齢者健康診査…75歳以上の方など
問 保険年金課 ☎21-8776
- その他健康診査…40歳以上の生活保護受給者・中国残留邦人等および特定配偶者支援給付受給者
問 健康課 ☎55-2111

がん検診

胃がん(バリウム検査は40歳以上の方、内視鏡検査は50歳～68歳の偶数年齢の方)・肺がん・大腸がん(40歳以上の方)、前立腺がん(40・45・50・55・60歳の男性)、子宮がん(20歳以上の女性)、乳がん(40歳以上の女性)の検診を実施しています。受診方法などは通知でお知らせします。検診費用は次のとおりです(70歳以上の方は無料)。

	検 診 名	費 用
施設検診	胃がん検診(内視鏡検査)	5,000円
	大腸がん検診	600円
	肺がん検診(胸部)	1,000円
	肺がん検診(胸部+喀痰 ^{かくたん} 検査)	1,700円
	前立腺がん検診	1,000円
	子宮頸がん検診	2,500円
	子宮頸がん検診+体がん検診	4,000円
集団検診	乳がん検診(マンモグラフィ検査)	2,000円
	胃がん検診(バリウム検査)	1,400円
	大腸がん検診	500円
	子宮頸がん検診	1,000円
	乳がん検診(マンモグラフィ検査)	2,000円

成人歯科健康診査

40・50・60・70歳の方を対象に、医療機関で実施しています。実施期間や指定医療機関は、個別通知でお知らせします。
▶費用 1,000円、口腔がん検診を受診した場合は1,100円(70歳の方は無料)

肝炎ウイルス検診

40歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、指定医療機関で実施しています。
▶費用 1,200円(70歳以上の方は無料)

結核健康診断

65歳以上の方を対象に、胸部エックス線検査を実施しています。がん集団検診のときに受診できます。

▶費用 無料

訪問指導

生活習慣病などを予防し、心身ともに健康な生活が送れるよう、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などがご自宅に訪問し、相談・助言をします(介護保険で、要介護認定を受けている方は除く)。

広告

産婦人科

MAP3図 E-3

温かく見守る個人医院ならではの診療、看護を目指しています。



小清水産婦人科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～11:30	●	●	—	●	●	●	—	—
14:00～16:45	●	●	—	●	●	●	—	—

■平塚市徳延683-1
■TEL:0463-35-0310
■URL:http://www.koshimizu.or.jp/  あり(30台)

医療機器総合商社 介護・福祉用具

MAP2図 C-3

湘南の皆様にご愛顧いただき74年 医療機器、介護・福祉用具の総合商社



株式会社いわしや西方医科器械

医療器具・機器・用品を取り扱っています。一般の方へもストーマ用品を中心に介護・福祉用具を取り揃えておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

■平塚市明石町15-24
■TEL:0463-21-1231 ■FAX:0463-21-1373
■営業時間/ 9:00～18:00 ■定休日/ 土曜・日曜・祝日・夏季休業日・年末年始
■URL:http://iwashiya-nishikata.com/ ■E-mail:nishikata-h@iwa-nishii.co.jp  あり

インフルエンザ予防接種

次の方を対象に指定医療機関でインフルエンザ予防接種をしています。

- ▶対象 ①65歳以上の方
②60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいのある方(障がい者手帳1級程度)
- ▶費用 1,600円(予定)

高齢者用肺炎球菌予防接種

接種日現在で次の年齢の方を対象に実施医療機関で高齢者用肺炎球菌予防接種を実施しています。

- ▶対象 ①65歳の方
②60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいのある方(障がい者手帳1級程度)
- ▶費用 3,000円

新型コロナウイルス感染症予防接種

次の方を対象に指定医療機関で新型コロナウイルス感染症予防接種を実施しています。

- ▶対象 ①65歳以上の方
②60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がいのある方(障がい者手帳1級程度)
- ▶費用 2,800円(予定)

障がい者・障がい児の福祉

問 障がい福祉課 ☎21-8774

身体障がい者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫に障がいのある方は、身体障がい者手帳の交付を受けることができます。障がいの程度によって1級から6級まで区分されます。身体に障がいのある方がさまざまな福祉制度を利用するためには、この手帳が必要になります。なお、この手帳の判定は県立総合療育相談センターが行います。

療育手帳

知的障がいのある方は療育手帳の交付を受けることができます。障がいの程度によってA1、A2、B1、B2の4つに区分されます。なお、知的障がいのある方が療育手帳の交付を受けるためには、県立総合療育相談センターまたは県児童相談所の判定を受ける必要があります。

精神障がい者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が交付を受けることができます。障がいの程度によって1級から3級まで区分されます。精神に障がいのある方がさまざまな福祉制度を利用するためには、この手帳が必要になります。なお、この手帳の判定は県精神保健福祉センターが行います。

日常生活用具

身体障がい、知的障がいなどの内容や程度によって、日常生活用具の購入に要する費用の支給が受けられます。

●対象品目 ※所得制限あり

ストマ、電気式たん吸引器、ネブライザー、視覚障がい者用時計、頭部保護帽、FAX、拡大読書器など

補装具

身体障がいの内容や程度によって、補装具の購入、借受けまたは修理に要する費用の支給が受けられます。

●補装具種目 ※所得制限あり

視覚障がい者安全つえ、眼鏡、補聴器、義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、歩行器、歩行補助つえなど

各種手当の支給

心身障がい者福祉手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当などがあります。受給できる条件は、手当によって異なります。

自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)

身体に障がいのある方は、指定の医療機関で医療費の助成を受けられます。精神疾患等によって通院している方にも、医療費の助成制度があります。

重度障がい者医療費の助成

重度の障がいのある方が病院などで診療を受けた場合に、医療保険の高額療養費の限度額を範囲に自己負担分を助成します。

手話通訳・要約筆記

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚や言語に障がいのある方の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

●手話通訳者の設置

毎週月～金曜日(午前9時～午後5時)、障がい福祉課に手話通訳者を設置しています。設置時間を変更する場合があります。詳しくは市ウェブをご覧ください。

広告

障害者施設

MAP7図 A-2

社会福祉法人 貴 峯

貴 峯 荘

入所による支援や、就労継続支援、生活介護の通所による支援など総合的に障害者支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

■平塚市達上ヶ丘1-9
■TEL:0463-31-0617 ■FAX:0463-32-1177
■URL:http://kihoso.net/
■E-mail:kihoso-w@vesta.ocn.ne.jp



あり

障がい者(児)相談窓口

平塚市では総合相談窓口として障がい福祉課内に平塚市障がい者基幹相談支援センターを開設しています。平塚市の委託事業として、福祉制度の利用や生活全般についての相談窓口と就労についての窓口を開設しています。地域では民生委員・児童委員、障がい福祉相談員が相談などにあたっています。

※家庭訪問等で不在の場合がありますので、来所前にお電話でご確認ください。

●委託相談窓口

名称	所在地	電話	FAX
サンシティひらつか (主に知的障がい)	浅間町 2-20 1階	73-6988	37-1633
しせん相談室ひらつか (主に身体障がい)	中原 2-11-35 1階	37-1776	36-1414
ほっとステーション平塚 (主に精神障がい)	老松町 2-19-501	25-2728	25-2758

●その他窓口

名称	所在地	電話	FAX
ひらつか 就労援助センター (就労について)	浅間町 2-20 1階	37-1622	37-1633

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用を希望する方は、申請が必要です。障がい福祉サービスには、主に次のものがあります。

●居宅介護、同行援護、移動支援など在宅で受けるサービス

●就労継続支援、就労移行支援、生活介護、地域活動支援センターなどに通うサービス

●共同生活援助、施設入所支援など住まいのサービスなど
お子さん(18歳未満)については、こども発達支援室くれよん(P75)にお問い合わせください。

障がい者への虐待を見掛けたとき

「障がい者虐待防止法」では虐待に気づいた人の通報義務が定められており、匿名でも通報・届出ができます。虐待の通報をした人を特定する情報は外部に漏れることはありません。「虐待かもしれない」と思ったら、すぐに通報してください。

通報・届出・相談窓口:平塚市障がい者虐待防止センター
(障がい福祉課内)
直通電話:☎21-8774 FAX:21-1213

高齢者福祉

高齢者に関する相談窓口

平塚市高齢者よろず相談センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する公的機関です。ご相談内容に応じて、必要なサービスや制度、関係機関の情報提供や紹介をします。高齢者本人からだけでなく、家族、近隣に暮らす方などからも、高齢者に関する相談を受け付けます。まずはお電話でご相談ください。

平塚市高齢者よろず相談センター(地域包括支援センター)

相談はお住まいの地区の高齢者よろず相談センターへ

名称	所在地	電話番号	FAX	地区
あさひきた	根坂間 218-7	30-3611	30-3622	旭北(日向岡・公所・河内・纏・徳延・根坂間)
あさひみなみ	高村 203-13-104 (高村団地)	31-4932	31-4954	旭南(出縄・万田・高根・山下・高村)
おおすみ	岡崎 6130	51-6433	51-6435	城島(大島・小鍋島・下島・城所) 岡崎(岡崎・ふじみ野)
倉田会	東真土 4-4-31	53-1930	53-1925	四之宮(四之宮)、八幡(西八幡・東八幡)、 真土(西真土・東真土)
ごてん	御殿 2-17-42 (平塚特別養護老人ホーム)	31-6957	34-9276	中原(御殿・中原1丁目、2丁目、3丁目 20～26番) 南原(南原)
サンレジデンス湘南	田村 2-11-5	54-7009	54-7026	田村(田村)、横内(横内)、大神(吉際・大神)
とよだ	南豊田 85-1	36-2501	36-6151	金田(寺田縄・入野・長持・飯島・中原下宿) 豊田(豊田平等寺・南豊田・東豊田・豊田打間木・ 豊田小嶺・豊田宮下・豊田本郷・北豊田)
ひらつかにし	金目窓口 北金目 2-36-14	59-5544	73-5998	金目(広川・千須谷・片岡・南金目・北金目・真田)
	土沢窓口 土屋 2198-7	73-5848	58-6918	土沢(土屋・上吉沢・下吉沢・めぐみが丘)
富士白苑	唐ヶ原 1	61-5050	61-2210	なでしこ(唐ヶ原・撫子原・黒部丘 10～30番・ 花水台・虹ヶ浜 13～24番) 花水(桃浜町・龍城ヶ丘・八重咲町・松風町・ 黒部丘 1～9番・袖ヶ浜・虹ヶ浜 1～12番・ 重平)
ふじみ	中里 11-17SSビル 1階	30-5010	30-5011	富士見(桜ヶ丘・上平塚・達上ヶ丘・諏訪町・中里・ 富士見町・豊原町・平塚)
まつがおか	東中原 2-2-59	35-4465	35-8865	松が丘(東中原・新町・大原・中原 3丁目 1～19番)
みなと	夕陽ヶ丘 55-14	73-5422	73-5423	港(高浜台・夕陽ヶ丘・千石河岸・札場町・幸町・ 代官町・久領堤)
ゆりのき	立野町 31-20 (栗原ホーム)	33-2334	35-6038	崇善(立野町・見附町・錦町・浅間町・紅谷町・ 明石町・宮松町・宮の前・宝町・追分) 松原(老松町・八千代町・天沼・堤町・中堂・ 榎木町・馬入本町・馬入・長瀬・須賀)

広告

福祉

MAP7図 B-4

介護のことならお気軽にご相談ください

グループホームしん すみれ荘

家庭的な雰囲気のなかで1日を楽しく、尊厳のある生活を送れるような施設づくりを目指しています。

■平塚市達上ヶ丘9-29-2
■TEL:0463-75-9420 ■FAX:0463-75-9421
小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護
介護保険事業所番号 No.1492000136



介護保険

問 介護保険課 ☎21-8790

介護保険制度は40歳以上のすべての方が加入して、介護を社会全体で支える制度です。

介護サービスを受ける

寝たきりや認知症で介護が必要になったり、日常生活での支援が必要になった場合には、介護保険課に要介護（要支援）認定の申請をしてください。要介護（要支援）の認定に基づいて、介護支援専門員（ケアマネジャー）などが介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスが利用できるようになります。

要支援・要介護の方が利用できるサービス

要支援の方は要介護度が上がらないように、介護予防サービスが利用できます。要介護の方は、状態の維持・改善が図られるよう介護サービスを利用できます。要介護度によって、利用できるサービスが異なりますので、詳しくは、**介護保険課**にお問い合わせください。

居宅サービス

自宅で自立した生活を送るために、訪問や通所で受けるサービスです。

●訪問サービス

自宅に訪問してもらって入浴などの身体介護やリハビリテーションなどを受けるサービスです。

●通所サービス

デイサービスセンターなどに通って、介護やリハビリテーションを受けるサービスです。

●短期入所サービス

短期間、施設に入所するサービスです。

●地域密着型サービス（原則、平塚市民の方が対象です）

できる限り住み慣れた地域で生活できるように、365日・24時間体制で支えるサービスです。小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などがあります。

●その他のサービス

その他、福祉用具の貸与、特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給などのサービスがあります。

施設サービス

「要介護」と認定された方で、在宅での生活が困難な方は、施設に入所することができます。特別養護老人ホーム（原則、要介護3以上）、介護老人保健施設などがあります。

健康長寿チャレンジひらつか

問 地域包括ケア推進課 ☎20-8217

介護予防とは「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。平塚市では、介護予防に資する事業の総称として「健康長寿チャレンジひらつか（略 健康チャレンジ）」という言葉を使用し、市民の方が楽しく健康長寿に向けて挑戦することで、いつまでも元気でいられるよう取り組みを進めています。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、基本チェックリストにより対象者と判定された方（以下「事業対象者」という）や要支援認定を受けた方等が対象となる『介護予防・生活支援サービス事業』と65歳以上のすべての方が利用できる『一般介護予防事業』で構成され、高齢者の日常生活の自立や介護予防について、支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業

事業対象者および要支援認定者等を対象に、従来介護予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスを提供します。また、これに加え、ボランティアによる支援など、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供します。

一般介護予防事業

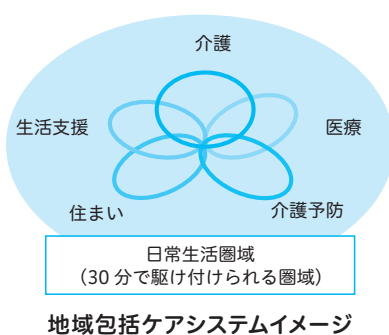
65歳以上の方を対象に①地域住民等が開催している通の場（サロン）等を支援していきます。また、②健康教室・フレイルチェック測定会（加齢により心身の活力が低下したフレイル状態の気づきを促す場）等を開催します。

（②は問 **保険年金課** ☎72-7266）

地域包括ケアシステム

問 地域包括ケア推進課 ☎20-8210

本市は、地域共生社会（「支える側」および「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人および人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことので



きる社会)の実現のため、「地域包括ケアシステム」を推進しています。「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ニーズに応じて「住まい」、「医療」、「介護」、「介護予

防」、「生活支援」サービスを切れ目なく提供するしくみです。今後、高齢化が一層進む中で、地域住民および行政等が協働し、地域および個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう包括的な支援体制を整備していきます。

高齢者福祉サービス

高齢者福祉サービスは、おおむね65歳以上の方を対象にしたサービスです。身体の状態や生活の状況により、利用できるサービスが異なりますので、それぞれの窓口にご相談ください。

●申請窓口 「よろず」は高齢者よろず相談センター
「居宅」は居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）
「高齢」は高齢福祉課

3つの見守り事業

地域での見守りに加え、状況に応じた3種の見守りサービスを行います。

問 高齢福祉課 ☎21-9622

サービス	申請窓口			対象者・内容
	よろず	居宅	高齢	
在宅時緊急通報システム	●	●		おおむね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯で救急対応が必要な発作を頻発する可能性があり、日常注意を要する方に緊急通報システム用機器を貸し出します。機器やペンダントなどの非常ボタンを押すだけで受信センターの看護師や相談員につながります。また、センサーにより、在宅時の安否確認を行います（利用者負担あり）。
お話し見守り歩数計	●	●		おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、または日中独居高齢者世帯に多機能付き歩数計を貸し出します。①安否確認アラーム、②緊急通報ブザー、③健康相談、④家族等からの受話、⑤GPS検索、⑥歩数計、⑦メールの機能を持ち、これ1つで高齢者の家族への情報発信や、相談員による日常の見守り、歩行データの分析により健康増進を図ります（利用者負担あり）。
認知症等行方不明SOS平塚	●	●	●	認知症等によりひとり歩きのある高齢者が行方不明になった場合に、協力機関（タクシー会社・郵便局・薬局・FM湘南ナバサ等）へ情報を提供し、保護を呼びかけます。利用にあたっては事前登録が必要です。また、高齢者が行方不明になったときに早期に発見できるよう、GPS機能付きの探索機器を貸与します（機器の貸与は利用者負担あり）。機器には認知症高齢者が交通事故等によって法律上の損害賠償責任を負った際に金銭の補償をする保険「日常生活賠償補償」が付帯されます。

困ったとき

問 高齢福祉課 ☎21-9622

サービス	申請窓口			対象者・内容
	よろず	居宅	高齢	
訪問理容・美容サービス			●	65歳以上の在宅高齢者で、要介護3～5に認定され、かつ寝たきりの状態にある方、または身体障がい者手帳で1・2級の区分である方の自宅に訪問し、理容・美容サービスを行います（利用者負担あり）。
ふとん乾燥・丸洗い	●	●		疾病等によりふとんで過ごす時間の長い一人暮らしなどの高齢者（65歳以上）のふとんをお預かりし、乾燥または丸洗いをします（利用者負担あり）。
軽作業代行	●	●		市県民税非課税世帯の一人暮らしなどの高齢者（65歳以上）で、親族等の協力が得られない方に、単発的に非日常的な掃除や草むしりなどの軽作業を代行します（利用者負担あり）。
高齢者通院介助	●	●		一人暮らしなどの高齢者（65歳以上）で、親族等の協力が得られない方の通院の付き添いを支援します（利用者負担あり）。
生活管理指導の短期宿泊	●			要介護認定で非該当と認定された方で、一時的に養護の必要がある場合に、市内の養護老人ホームなどに短期宿泊して日常生活の指導・支援が受けられます。期間は最長60日です（利用者負担あり）。
家族介護者支援短期入所事業	●	●		介護者の疾病などで、やむを得ず介護保険サービスの支給限度額を超えて短期入所を利用しなければならない場合に、介護保険を利用したときと同程度の負担額で利用できるよう支援します。期間は最長60日です。

広告

 ESCORT
エスコート
高齢者住替え相談センター

平塚市平塚1-22-25 YGビル3F (MAP⑦B-3)
<https://escort-ygo.com/>

身元保証人、家の売却、引越しも
0120-957-239 完全予約制
【受付時間】8:30～17:30(365日)

携帯はこちら


介護者のために

問 高齢福祉課 ☎21-9622

サービス	対象者・内容
介護用品の支給	「要介護5」で市県民税非課税世帯（同居家族全員を含む）の高齢者を在宅で介護している家族に紙おむつなどの介護用品を支給します。
家族介護教室	介護をしている家族や介護に関心のある方を対象に、介護の知識・技術や介護者のための腰痛予防の運動、介護者同士の交流、リフレッシュを目的とした教室を開催します。

高齢者生きがいづくり

ひらつか元気応援ポイント事業

問 平塚市社会福祉協議会 ☎33-3100

市内の介護保険施設や子どもの施設などで活動するとポイントが付与され、ポイントを換金できる「ひらつか元気応援ポイント事業」。新たな発見や生きがいを見つけ、皆さんの元気を活かしてみませんか。

▶対象 平塚市に介護保険料を納めている平塚市在住の65歳以上の方

▶参加方法

- ①福祉会館などで行われる説明会に参加
説明会参加申込は平塚市社会福祉協議会へ
- ②指定の施設で行事のお手伝いや、高齢者の話し相手、お手玉などの伝承遊び、花壇や畑のお手入れなどの活動をする
- ③1時間の活動で1ポイント付与(1日2ポイントまで)

▶ポイント交換

1年間の活動で、ポイントに応じて換金または、地場産の加工品の詰め合わせセットもしくはひらつかスターライトマネーと交換できます。

ゆめクラブ（老人クラブ）

問 ゆめクラブ湘南平塚(平塚市老人クラブ連合会) ☎36-7227

生きがいや地域との交流を深めるため、活動しています。市内各地域には多数のゆめクラブ(単位老人クラブ)があり、多くの方が加入し社会奉仕活動・レクリエーション活動・趣味の作品展示・スポーツ大会など、さまざまな活動を行っています。

▶対象者 市内にお住まいのおおむね60歳以上の方

▶会費 年間1,500円程度

▶所在地 追分1-43（福祉会館）

MAP②B-1

平塚市生きがい事業団

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する公益法人です。市内在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、事業団の会員になることができます。事業団から屋内外の軽作業、技能・教育、事務補助、家事援助などの仕事を希望する会員に提供します。

▶所在地 西八幡1丁目3番2-2号
(平塚市高齢者技能センター内) ☎33-2335

MAP⑦C-1

●生きがい事業団をご利用ください

家事援助、除草などの庭の手入れ、施設管理、屋内外清掃、事務など安価でお引き受けします。企業、個人を問わずお申し込みいただけます。お気軽にご相談ください。

高齢者憩いの場

老人福祉センター

問 福祉総務課 ☎21-9862

高齢者の各種相談、教養講座およびレクリエーションなどの活動の場として開設しています。詳しくは、各施設にお問い合わせください。施設紹介は P76。

施設名	所在地	電話番号
福祉会館	追分1-43	33-2333
南部福祉会館 ※令和7年度中休館	袖ヶ浜20-1	21-3370
西部福祉会館	公所868	50-5525
余熱利用施設	大神4-20-8	51-1280
余熱利用施設 リフレッシュプラザ 平塚	大神4-20-8	51-1280

こんなときは？

判断能力が落ちてきたとき

認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、生活を支援するため民法上で定められた成年後見制度があります。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人の身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービスなどの契約等を行い本人の生活を守ります。また法定後見には後見・保佐・補助の3つがあり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が決定します。

▶利用方法

本人、配偶者、四親等内の親族等による家庭裁判所への申し立て（身寄りがないなど申し立てできる親族等がない場合は市長が申し立てを行うことができます。）

▶相談窓口

高齢者よろず相談センター、高齢福祉課または成年後見利用支援センター

高齢者への虐待を見掛けたとき

暴力、無視などの嫌がらせや本人の金銭を勝手に使う、使わせないなど、虐待かなと思ったときや、介護が大変そうな養護者を見掛けたらご連絡ください。なお、通報していただいた方の秘密は守ります。

▶相談窓口

高齢者よろず相談センターまたは高齢福祉課
関連情報は P55。

町内福祉村

市内の18の地域には、地域の人々が身近なところで助け合い、支え合う「町内福祉村」があります。「話し相手がほしい」「電球の交換を手伝ってほしい」など、一人暮らしのお年寄りなどが抱える日常生活でのちょっとした困りごとの支援などを行っています。各拠点には相談を受ける地域福祉コーディネーターが常駐し、地域で募集した「福祉村ボランティア」が支援・交流活動をしています。

福祉村名	所在地	電話番号
松原地区町内福祉村	天沼7-8 松原分庁舎	24-1223
花水地区町内福祉村	桃浜町13-1	21-3401
港地区町内福祉村	夕陽ヶ丘66-1 港ベイサイドホール	23-9836

福祉村名	所在地	電話番号
金田地区町内福祉村 「いちごの会」	入野104-2	35-4670
岡崎地区町内福祉村 「おかざき鈴の里」	岡崎5928	58-8789
松が丘地区町内福祉村 「みんなの広場」	東中原2-5-15	33-5005
城島地区町内福祉村 「城島ふれあいの里」	小鍋島621-1 城島分庁舎	53-1822
大神地区町内福祉村 「大神よりきの郷」	大神4-20-8 余熱利用 施設リフレッシュプラザ 平塚	55-7114
八幡地区町内福祉村	西八幡2-3-50	23-2989
旭南地区町内福祉村 「あさひの絆」	高村203 平塚高村団地 13号棟105号室	33-9733
富士見地区町内福祉村 「ぬくもりの家」	中里35-1	33-7533
旭北地区町内福祉村	公所868 西部福祉会館	59-2090
吉沢地区町内福祉村 「ひだまりの里」	上吉沢395-1 吉沢公民館	58-2055
横内地区町内福祉村 「横内スマイル広場」	横内3790-2	53-8501
なでしこ地区町内 福祉村	撫子原12-54 なでしこ公民館	35-1328
四之宮地区町内福祉村	東真土2-1-48 四之宮公民館内	55-0750
田村地区町内福祉村 「たむら福祉村」	田村5-27-12 田村自治会館	54-3131
豊田地区町内福祉村	南豊田381 豊田分庁舎	67-1618

ボランティアセンター

問 ボランティアセンター（福祉会館） ☎33-0007

福祉のボランティア活動を始めたい方や、助けが必要な方の相談を受け、専門のスタッフが活動を紹介しています。

広告

訪問介護

親切、安心、安全

介護タクシー はやぶさ

ご高齢者の方や障害の方など一人での歩行が困難な方や、公共機関の利用が難しい方を対象とした移送サービスです。寝たきりの方でもストレッチャーでご対応できます。

■平塚市東八幡4-6-3
■TEL:0463-75-8670 ■FAX:0463-75-8671
■営業時間/24時間 365日 ■定休日/年中無休
■E-mail:hayabusa.taxi@gmail.com 国土交通省関東運輸局許可事業(関自旅二第710号)